

仙台市文化芸術推進基本計画検討懇話会設置要綱

(令和5年1月30日市長決裁)

(設置)

第1条 (仮称)仙台市文化芸術推進基本計画(以下「計画」という。)を策定するにあたり、有識者等の意見を踏まえた検討を行うため、仙台市文化芸術推進基本計画検討懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 計画の策定に関すること
- (2) その他計画の策定に関して必要な事項に関すること

(組織)

第3条 懇話会は、10人以内の委員をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、委嘱の日から懇話会の解散の日までとする。

(会長及び副会長)

第4条 懇話会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会長は、懇話会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 懇話会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(解散)

第6条 懇話会は、その任務を終了したときに解散するものとする。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、文化観光局文化スポーツ部文化振興課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が懇話会に諮って定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和5年1月30日から実施する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、懇話会の解散の日限り、その効力を失う。